

## 平成26年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成26年8月25日(月)午後2時00分

議会棟A・B会議室

### 2. 委員の現在数

19名

### 3. 出席委員

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 掛川 正治  | 2番 中村 良男   |
| 3番 須藤 喜一郎 | 4番 三須 清一   |
| 5番 齋藤 隆   |            |
| 7番 新堀 政夫  | 8番 渡辺 陽一郎  |
| 9番 森 正昭   | 10番 阿曾 敏夫  |
| 11番 齋藤 剛廣 | 12番 大野木 奥治 |
| 13番 小池 良雄 | 14番 早川 真   |
| 15番 江原 俊光 | 16番 高田 勝禧  |
| 17番 渡邊 光雄 | 18番 川村 泉治  |
| 19番 増田 勝己 |            |

### 4. 欠席委員

6番 染谷 智一郎

### 5. 出席事務局職員

|      |        |
|------|--------|
| 局長   | 海老原 美宣 |
| 次長   | 木村 孝夫  |
| 次長補佐 | 落合 敦   |
| 農地係長 | 富塚 隆則  |

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第4号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案  
について（諮問）
- 議案第5号 「我孫子市農地利利用集積円滑化事業規程」の変更案の決定  
について

#### 報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する  
専決処分について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

**議長** 本日は過ごしやすい一日となりました。そんな中委員さん方には総会ということで出席ご苦労さまです。定刻となりましたので開会をいたします。

ただ今から平成 26 年第 8 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 18 名の出席をいただいております。会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

14 番 早川真委員

15 番 江原俊光委員

よろしくをお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 5 号までの 5 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 1 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。申請件数は、再設定・継続による使用貸借権設定及び所有権移転それぞれ 1 件ずつでございます。

議案第 4 号は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案についての諮問です。

議案第 5 号は「我孫子市農地利用集積円滑化事業規程」の変更案の決定についてです。なお、この第 4 号、第 5 号は先月の第 7 回総会において農政課より説明があった案件でございます。

以上で、議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**議長** 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 26 年 8 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それではご説明いたします。議案資料は 1 ページから 7 ページまでになります。

申請所在地は J R 成田線〇〇駅の北東約 1,300m に位置する〇〇字〇〇地先の畑一筆で、面積は 971m<sup>2</sup>。市街化調整区域内にあります。転用目的は、〇〇に住所を置く農業者が新たに所有地に太陽光発電施設を設置するためです。位置図につきましては議案資料の 5 ページをご参照ください。

太陽光の発電出力は 49.5kw で、全量電力会社による買い取りとなります。買い取り価格は 1 kw 当たり税別 32 円です。20 年間の固定売電となります。

資金計画については、建設費が〇〇〇〇万〇,000 円で、全額農業者の自己資金で賄う計画です。金融機関の預金残高により確認しております。

なお、他法令については特にございません。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長** 続いて、齋藤調査会長から調査結果についての報告をお願いいたします。

**齋藤隆調査会長** 座ったままで報告させていただきます。

議案第 1 号について調査結果を報告いたします。この案件については申請者の立会の下、現地調査を行いました。

太陽光発電設備を設置した経緯は、この畑を長年耕作しておらず、定期的に草刈りをして管理していたものの高齢化により収入が少なくなり、売電をすることによって安定的に収入を確保したいとのことでした。

また、所有土地の中でこの申請地を選択した理由については、日照が良いこと、道路が狭いということ、さらに近隣への迷惑がないということでした。以上を考慮して場所を選んだとのことでした。

雨水については自然浸透式とし、また、周囲をフェンスで囲み、隣接耕作者に対して迷惑がかからないよう配慮するとのことでした。

なお、農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第二種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では農地法第 4 条の立地基準や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年8月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは議案第2号についてご説明いたします。議案資料は8ページから13ページとなります。

申請地はJR成田線〇〇駅の東約1kmに位置する〇〇字〇〇地先の地目・畑の一筆で、面積は246m<sup>2</sup>です。

譲渡人は〇〇〇県〇〇〇市にお住まいの無職の方です。一方、譲受人は柏市の法人で、太陽光発電施設の設計、製造、販売、保守業務等も定款に含めています。

転用目的は、このたび隣地に設置された約3,000m<sup>2</sup>の太陽光発電施設の管理用地として管理を任されるこの法人が使用するためとのこととございます。

毎月定期的に太陽光発電設備の点検管理、篠竹等の除去、防草シートの補修等の管理を行うため、駐車や道具等を置く管理用地を確保したいとのことです。

なお、用地取得費〇〇万〇,000円を含め、総額〇〇万〇,000円の支出についてはこの法人が全額自己資金で賄う計画であり、これについては金融機関の残高証明書によって確認しております。

なお、他法令については特にございませぬ。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長** 続いて、齋藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**齋藤隆調査会長** 議案第2号について調査結果を報告いたします。この案件については譲受人の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請農地は、本年3月に太陽光発電設備設置のため農転が許可され、8月に施設が完成した土地に隣接しています。今回、譲受人である〇市の法人が隣の太陽光発電施設の管理を請け負い、その管理用地として農地転用するものです。譲渡人は〇〇〇にお住まいの高齢者で、なかなか除草等の管理もできなくなってきたとのことです。

なお、申請用地の南側に隣接する土地については、譲受人のほうで取得予定とのことですので。申請土地は整地のみ行い、雨水については敷地内自然浸透で対応するとのことです。

最後に、農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第二種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

**渡辺陽一郎委員** 一つ確認というか、教えていただきたいんですけども、1号議案の時の資料と2号議案の時の資料が手書きになっていて、誤字脱字というか、非常に訂正箇所があって資料自体が読みにくいんです。これは申請どおりの書類が上がってきたということなんでしょうか。どなたか直していただけないもんでしょうかね。

**議長** それについて事務局。

**事務局** 二重線で引いたところがあるのですが、そのほか何か具体的にちょっと指摘していただければありがたいなど。

**渡辺陽一郎委員** 当然、二重線のところは訂正印が入っていませんよね。書類としては不備ですね。ですから、そういう点でもきちんとした文字に。正確になっていないということになるので、こういうものが資料として出てきてはまずいのではないのでしょうか。

**議長** 事務局。

**事務局** 委員ご指摘のとおり、二重線で訂正してある、まあ捨て印がせっかく押してあるのに、そこについてはないということで、今後気を付けたいと思います。

以上です。

**渡辺陽一郎委員** では、これは当然、1号議案に関しても自分のとろできちんと書類は打ってきたということですか。2号議案もこれは手書きで出してきたのは仕方がないということですか。

**議長** 事務局。

**事務局** こうしたことがないように今後本当に気を付けたいと思います。申し訳ございませんでした。

**渡辺陽一郎委員** もう少し書類の受付のとろできちんと目を通して、もう少し読める字で書いていただければ。私も人のことは言えませんが、そういう点ではよろしくお願ひします。

**議長** 事務局。

**事務局** 受付の時間は結構短いときもあって、うちのほうもその辺で確認をちょっと怠ったということで本当に申し訳なく思っております。申請書については非常に大事でございますので、一言一句これから注意深く、全部確認した上で受付をしたいと思ひます。

以上でございます。

**議長** そのほか意見ございますか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願ひします。

**事務局** 議案書 3 ページをお開きください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）についての決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成 26 年 8 月 25 日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第 3 号は農用地利用集積計画に伴う利用権の再設定及び売買による所有権の移転、各 1 件でございます。

整理番号 1、使用貸借権を再設定する土地は、〇〇字〇〇〇地先の現況地目がいずれも畑の 3 筆、合計面積が 1,721m<sup>2</sup>でございます。貸付者は〇〇在住の農業者、借受者は〇〇在住の農業者で、設定期間は 3 年間です。

次に、整理番号 2 の土地は所有権の移転です。購入者は〇〇にある農業生産法人で、売渡者は同じく新木の農業者でございます。所有権を移転する土地は〇〇字〇〇地先の田 2,539m<sup>2</sup>及び〇〇〇〇字〇〇地先の田 1,212m<sup>2</sup>の合計二筆、合計面積は 3,751m<sup>2</sup>です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長** 議案第 3 号について、齋藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**齋藤隆調査会長** それでは議案第 3 号についての調査結果を報告いたします。

まず整理番号 1、使用貸借権の設定についてです。

貸付者はかなりご高齢な方です。一方、貸付者と親戚関係にある借受者は妻、母とともに農業に従事し、田畑、果樹園合わせて約 2 ヘクタールを経営耕作しています。

次の整理番号 2 は所有権の移転についてです。買い受けする農業生産法人の経営する田畑は自作、借受含めて約 28 ヘクタール弱となっております。なお、売買希望価格は 10 アール当たり〇〇万円です。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

**議長** これより議案第 3 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することにいたしました。

斉藤調査会長は自席にお戻りください。

**齋藤隆調査会長** ご審議ありがとうございました。

**議長** 続いて、議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について（諮問）を議題といたします。

事務局より議案の朗読及び農政課より説明をお願いします。

**事務局** 議案書4ページをお開きください。

議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について（諮問）。我孫子市長より「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について諮問を受けたので、この会の意見を求めます。提出日平成26年8月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

説明は農政課より行います。

**議長** それでは農政課、よろしくをお願いします。

**徳本農政課長** また貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。農政課の徳本でございます。よろしくをお願いします。座ってご説明させていただきます。

本件は先月の農業委員会の総会で基本的な変更事項につきましてご説明をさせていただいたところですが、その後県の農業事務所等と若干調整をしたところ、またちょっと一部修正すべきところがありました。その辺を修正した上で今回諮問議案として提出させていただきます。

農業経営基盤強化促進法に基づきまして農業委員会並びに農協さんのご意見をいただいて県知事の同意を得ていくという手続きになりますのでよろしくお願いをいたします。

今日表紙の目次の差し替えをお配りしたところですが、まずその両面になっているところの裏面、7番というところ、その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関する必要な事項とあったのを、これを印刷するときコピーをしてそのまま6番を7番そのままにしてしまいましたので訂正ということでございます。

なおかつなんですが、その表記がちょっと一部また修正がございまして、このように訂正をさせていただきたいと思います。7番ですが、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保に関する事項ということでお願いをしたいというふうに思います。

それからもう一つ訂正で恐縮なんですが、27ページのところをご覧ください。表があると思いますが、この表の中の右側二つの欄に目標シェアと利用権設定等面積というのがありますが、ここは目標シェアが39、利用権設定等面積が134とひっくり返った数字になります。訂正してお詫びいたします。申し訳ありませんでした。

基本的な中身については前回ご説明をしたところとほとんど変わりはありません。若干農業事務所等と微調整させていただきましたけども、目標設定値や、また運用上の基準等につきましては変わりません。また、農業委員会、農協さん、農政課等々の果たす役割等についても基本的には変わらないということでご理解いただければというふうに思います。

以上でこの基本的な構想の改正案につきましてご承認いただければ幸いかと思います。よろしくお願いたします。

**議長** 質問、ご意見ありますか。

江原委員。

**江原俊光委員** ちょっとこれは確認ですけど、2ページ目にある農用地利用集積の中で人・農地プランですけどね、策定、実効によりとあるんですけども、これはもう策定されているんでしょうか。また、策定するとすればいつごろになって、逆に実効としてどのぐらいの期間を見ているのかということでお聞かせください。

**徳本農政課長** お答えいたします。人・農地プランについてはもう既に策定済みでございます。原則は集落ごとに集落座談会等を開いて、その地域の担い手さん、どなたにしていこうとか、どういふかたちでその方に農地を集積していこうとか、議論がされるころなんですが、我孫子市の現在の実情を踏まえましてその一つ一つを踏んでいくのはなかなか困難なものですから、我孫子市全域を一つの区域とした人・農地プランを策定しております。これを順次地域にあったものにレベルアップしていこうというスタンスで今、運用を図っているところでございます。

**江原俊光委員** 期間としてどのぐらいを考えていますか。5年とか10年とか、それともまだ期間は全然決まなくて。

**徳本農政課長** プラン自体の期間につきましては、基本的に特に定めたもので設定しているわけではないんですね。今後そういうことで育成をしていくそのモデルとしてプランを作っていくと。そこには担い手さんとして地域で位置づけていく方の氏名だとかというのを登載します。それによって農地を貸したよということで出てきた場合については、その方に積極的に貸し付けていく手続きを経るという運用になっていきますし、また、国の給付金関係等もありますけども、そこに登載されていくことによって対象になっていくということがあります。そういうメリットだとかということもその対象になる方にはよく説明しながら運用してっております。軸は認定農業者さん、それから新規就農者さんが中心になって登載をしております。

**議長** そのほかありませんか。

早川委員。

**早川真委員** この基本構想を全般的に読ませていただきますと新規就農者への支援とか、そういったところについてはたくさん書き込まれていましたので、ぜひこのようなかたちでやっていただきたいと思えますし、この構想が実現するようにさまざまな実施事業の中でぜひ実効性のあるものにしていただければなあと大変期待をしております。

一方、新規就農でなく、現状大変厳しい中で本当に歯を食いしばって頑張っている農家の方々に対する新たな支援策、今もたくさん、いろいろなことをやっていただいているんだけど、なかなかそれが実効のあるものにつながっていかない。今、頑張っている方々への、現状でなく新たな支援策、そういったところの書き口というのが少し十分なのかなあというところを感じました。例を挙げると、例えば商業の分野の空き店舗対策事業なんかでは新たにご商売を始められる方にいろいろと優遇策があるんだけど、現在頑張っている方にはなかなかそういったもの、おれたち頑張っているんだけどそういったことはやってくれないのかな、なんていうことを商工業者の方から私、話を聞いたりするんですね。ですから、もちろんこの構想以外のところで基本構想、それから計画、そのようなものがきちんとあればその辺をちょっと教えていただければなあとと思えますし、もしこの中で書き込む必要があるのであればその視点が少し足りないかなと思うんですけども。

**徳本農政課長** お答えします。

この農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というのは、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて市町村はその構想を定めることができるという規定がされているものです。その構想を定めた場合は認定農業者を育成し、認定をしていく事業ができるし、担い手さんに農地を貸し付けるような利用権設定促進事業等を行うことができるとかとい

うことになっていきます。ほとんどの農地を抱える市町村は構想を作って運用していますが、できる規定の中で運用しています。

そもそもこの農業経営基盤強化促進法は担い手を育成していくという趣旨の法律なんです。国が通知でこの法の趣旨をどういうふうに規定をしているかといいますと、この農業経営基盤強化促進法というのは効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものですよという書き方をしています。

この目標に向けて農業経営を改善する者に対する農地の集積だとかというのは、いわゆる認定農業者と言われるものでして、そうした担い手を今般の法改正では広く新規就農者、要は青年就農者等にも拡大して、それを育成・確保していく、目標も定めていきなさいということなんです。今回の改正では担い手を育成し、また確保して支援していくという、そういう基本構想の中でも、そこ、青年就農対策を厚くしたかたちの改正ということで見ただけであればありがたいかなというふうに思います。

さらには、今般の法改正で中間管理事業というのが導入されて、これに関して必要な加筆もあったということです。市の農業施策全般につきましては、例えばこれ以外で農地の基盤関係でいえば、農業振興地域整備計画等を定めています。それは農振法で別法律ですけども、それに基づく運用していたりしています。市は総合計画に基づいて農業振興施策もろもろ設けておりますけども、最近で言えばあびこエコ農業推進基本計画を策定したり、手賀沼沿いについてはまた特段の施策で計画を作ったり、また、植物防疫事業ですとかもろもろ事業を投入していますので、そうした総合的な施策の中で後継者対策ですとか、この担い手さんとは言えないまでもしっかり育てていかなければいけない、また支援していかなければいけない、そういう農業者には施策を投入していきたいというふうに考えます。

**議長** はい、どうぞ。

**早川真委員** ありがとうございます。今回は法改正に伴っての基本構想であり、担い手の部分を中心になってくるというかたちなのでこのような構想になったということで理解いたしました。就農者がたくさん増えて素晴らしいことです。でも、それと同時に離農者も多くなってしまったりとたちごっこになってしまったりと厳しいと思います。その辺りもぜひ市の施策としてしっかりやっていただければなあと思います。

それで、新規就農者のことに重点を置いたということであれば、例えば2ページの下段

のほうに、グリーンツーリズムの推進による都市と農村の交流や観光と連携した農業の独自産業化の促進などにより農村の活性化を図るとあります。私はこれも素晴らしいことだと思いますし、議会の中なんかでも交流人口の増加策、それから都心により近いという利点を生かした、そういったいろんな施策は本当に新規就農の皆さん、もちろん今、頑張ってもらっしゃる方もそうなんですけども、一つの大きなテーマになってくるのかなあと思います。

もう一つは、私は農家のプロではありませんので勉強不足のところですが、消費者の視点ということで申し上げさせていただければと思います。今、課長のほうからもありましたけども、経営基盤の強化の促進ということであれば、これも全般的に今言われました環境保全型農業、それからエコ農業、その辺の記述がやはりちょっと薄いのかなあとという印象を持ちました。というのも、新規就農に限らずなんですけども、経営基盤を強化していくには大規模化なのか、あるいは付加価値のある農業なのかということになってくると、新規就農の方で大規模でやれるということは現実なかなかなか難しいのではないのかなあと。こちらに書かれてあります年間農業所得の 550 万以上、この辺を達成するためには、一つのテーマとしてここに書かれてありますグリーンツーリズムのようなもの、もう一つはエコ農業のようなものということも大きなテーマになっていくのかなと思います。その辺についてこちらに書かれてないということであれば、ちょっと参考までにどういったものでこれから進めていくとか、こういったところが市の計画書に書いてあるよというのを教えていただければと思います。

**徳本農政課長** ただ今の件につきましては環境保全型農業、エコ農業、この展開のことかなというふうに思います。先ほどちょっと触れましたように、市ではあびこエコ農業推進基本計画というのを策定させていただいて、それに基づきまして補助事業、また農政課に農業改良復旧委員のOBを配置するなど、周辺にないような特段の施策を今投入して頑張っているところです。こうした制度、その専門家等を十分活用して、農業者がこういうふうな農業経営でやりたい、こういうようなスタイルで技術も獲得したいというようなところを丁寧にサポートしていきたいと思っていますし、今、相談も適宜乗りながら対応していています。基本はそういう方向でしっかり施策は進めていきたいというふうに思います。

ちなみに、新規就農者は今 18 人ほど育て頑張っているところなんですけども、250 万以上を目指しましょうという所得目標にはまだ現実的にはいってない状況です。やはりこだわりを持った農業で自分の顧客をしっかりと確保していこうとか、いろんな戦略を持とうと思って努力している方が多いですから、その思いにこたえられるように支援をしていきたいと思っています。ただ、新規就農者の方から当初相談をいただいたときには、私、

ぜひ有機農業でやりたいんですとかエコ農業でいきたいんですとかという思いであっても、いろんなところで結構苦勞されているというのが実情ですので、その状況に合ったサポートの仕方をしていきたいと思います。

**議長** そのほかございませんか。

(なし)

ないですか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更案について(諮問)を採決します。承認することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり承認することにいたしました。

続いて、議案第5号「我孫子市農地利用集積円滑化事業規程」の変更案についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読、及び、農政課より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書5ページをお開きください。議案第5号「我孫子市農地利用集積円滑化事業規程」の変更案の決定について。我孫子市長より「我孫子市農地利用集積円滑化事業規程」の変更案について決定を求められているので、この会の意見を求めます。提出日平成26年8月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

説明は農政課より行います。

**議長** それでは説明をお願いします。

**徳本農政課職員** それでは我孫子市農地利用集積円滑化事業規程の変更案についてご説明をいたします。

これも先般の農業委員会総会におきましてご説明をさせていただいたところですが、先ほどのとは違いまして、今回この規程案はお手元のもので特に修正する箇所はございません。そのまま変更案として見ていただきたいというふうに思います。

中身を改めておさらいします。

どこを変えるかといいますと、新たに法改正で導入されました農地中間管理機構が行う農地管理事業につきましては、従前あった農地保有合理化法人とか農地保有合理化事業に書き換えを行っております。合わせて、千葉県機関につきましては、従前、千葉県東葛飾

農林振興センターという古い名前のままだったところが東葛飾農業事務所に書き換えられたりしています。我孫子市の中に設置しております農業再生協議会、これも従前は担い手育成総合支援協議会とかという名前、これは水田農業推進協議会ですとか耕作放棄地対策協議会だとか、国が新しい事業を投入するたびに各市町村にこういう協議会をつくりなさいよというところでメニューごとに協議会を作れといったものを統合したものです。我孫子市も今統合されていますので、これに一本化したかたちでこの際変更をさせていただくというものです。主にはその三つのポイントについて変更というかたちで案を作らせていただいています。

なお、この農地利用集積円滑化事業を行える自治体というのはこういう事業規程を定めて、それを農業委員会の決定手続きを経なければいけないというふうなルールになっております。また、変更する時も同じく決定手続きを経なければいけないというふうになっておりますので、この場で決定していただければ、そのあと市で公告の手続きをして施行・運用していくことになります。よろしく申し上げます。

**議長** では、これより議案第5号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 先日各農家に農地の貸し借りの新しい仕組みですというかたちで農地中間管理事業というパンフレットが配布されたと思います。その中で農地中間管理権という字句が何カ所にもありますけど、これは所有者と小作の関係で耕作権に匹敵するものなんですか。この中間管理権というのはどこまでですか。普通の場合でも相続が発生すると耕作権が大体 50、50 で、耕作者に 50 やらなければ耕作権を解消できないというようなことが非常にネックになっていますが、この中間管理権というのは権利割合というか、そういう権利はないですか。

**徳本農政課長** いわゆる小作権だとかというニュアンスと全く違うんですね。法律で中間管理権と、こう設定していますけども、イメージとして、要は中間管理機構というのは千葉県の場合、園芸協会というところがその資格を持つかたちになったんですが、その園芸協会自体が中間管理機構として農業ができるかといったら、直接農業はやらないんですよ。あくまでもAさんという人がうちの農地を貸してくれよと言ったら、借りて、それをBさんという人に貸し付けるまでの間の管理権というふうに見ていただければいいかなというふうに思います。管理している間に例えばAさんからBさんに引き継ぐときにBさんにすぐに結びつかなかったら、その間の管理を中間管理機構、園芸協会というのはしな

ければいけないんですね。場合によってはそこを、土地をちょっと改良してでもやるということも、仕組みとしては運用としてあり得るんですけども、そうしたことがその中間管理機構、園芸協会はできますよという仕組みだというふうに理解をしていただければいいかなと。

**阿曾敏夫委員** ああ、そうですか。関連ですがね、中間管理権者が貸付者に貸した場合、貸している人が相続発生した場合の耕作権というのはどうなんですか。

**農政課職員** それは今、利用権設定でやっているのと基本的に同じです。今もちょっと議案になったかと思いますが、利用集積で行った利用権、さらに賃借権、使用貸借権とありますけども、亡くなって相続された方はその土地を相続受けたからといって解消できるわけじゃなくて、あくまでも利用権を設定した5年なら5年、6年なら6年の間はその契約関係が引き継がれるということですね。その期日が来たら自動的に解約されると。農地をだれかに貸していたらそれが半分取られちゃうということはありませんという従来の法律の仕組みをこの農業経営基盤強化促進法では作られているわけです。安心して借りるほうも借りられるし、貸す人も貸せるという仕組みになっています。

**阿曾敏夫委員** 農地利用増進法に引っ掛ければそういう耕作権の必要もないという解説書もありますけどね。貸して、あとで耕作権で50、50なんてやった場合に払えないよといって、結局は底地と底地を半分やって解決するとか、いろいろトラブルがありますので、中間管理権という権利がどういうものかと思って質問したような次第です。分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第5号「我孫子市農地利用集積円滑化事業規程」の変更案の決定についてを採決します。承認することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり承認することにいたしました。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告させていただきます。報告は第1号から第3号になります。議案書は6ページからとなります。

報告第1号は農地法第4条の規定に係る転用の届出で、5件受理いたしました。転用目的及び転用事由は整理番号1及び5が宅地で、整理番号2、3、4が駐車場でございます。

続きまして、報告第2号は農地法第5条の規定に係る転用の届出で、3件受理しました。転用目的及び転用事由はいずれも宅地でございます。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

続きまして、報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。〇〇〇地先の田畑について、〇〇市に住所を置く賃貸人が現在加入している経営移譲年金の分家住宅転用の特例を受けるために利用権設定を解約するものでございます。

事務局からは以上でございます。

**議長** ただ今の報告第1号から第3号に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会平成26年第8回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人